

高齢者向け住宅における生活保護実施に関する取り扱い指針 新旧対照表

新	旧
<p>1 目的及び趣旨</p> <p>老人福祉法における有料老人ホーム<u>等の居住系施設</u>、高齢者住まい法におけるサービス付き高齢者向け住宅及び社会福祉各法に法的位置付けのない高齢者向けの住宅（以下「高齢者向け住宅」という。）においては、通常の住宅での日常生活に困難が生じた高齢者に対して、住居を提供するとともに、食事や見守りなどの付帯サービスの提供が行われている。<u>高齢者向け住宅</u>の所在する住所地を管轄する福祉事務所（以下「実施機関」という。）は、提供されるサービスの内容や対価、提供の仕組みなど、高齢者向け住宅に入居する生活保護受給者（以下「受給者」という。）の最低生活の維持について、生活保護基準との整合性の十分な確認を行い、提供されるサービスが真に入居者の状況に応じたものであるかの確認・評価を継続して行う必要がある。</p> <p>この「東大阪市高齢者向け住宅における生活保護実施に関する取り扱い指針」は、実施機関が高齢者向け住宅に入居する受給者に対し、生活保護基準への整合性の確認とサービス内容に関する最低生活の維持・確保を確認することを目的とする。</p> <p>2 受給者が高齢者向け住宅に入居する場合の取扱い</p> <p><u>(1) 実施機関が受給者の入居を認める場合</u></p> <p>ア 実施機関が受給者の高齢者向け住宅への入居を認める場合は、原則として入居する住宅は各法に定められた住宅（有料老人ホーム<u>及び</u>サービス付き高齢者向け住宅等<u>の居住系施設</u>）であり、有料老人ホーム設置運営指導指針等の各種法令遵守をしている事業者であること。</p>	<p>1 目的及び趣旨</p> <p>老人福祉法における有料老人ホーム・<u>高齢者住まい法におけるサービス付き高齢者向け住宅及び社会福祉各法に法的位置付けのない高齢者向けの住宅（以下「高齢者向け住宅」という。）</u>においては、通常の住宅での日常生活に困難が生じた高齢者に対して、住居を提供するとともに、食事や見守りなどの付帯サービスの提供が行われているが、<u>施設</u>の所在する住所地を管轄する福祉事務所（以下「実施機関」という。）は、提供されるサービスの内容や対価、提供の仕組みなど、高齢者向け住宅に入居する生活保護受給者（以下「受給者」という。）の最低生活の維持について、生活保護基準との整合性の十分な確認を行い、提供されるサービスが真に入居者の状況に応じたものであるかの確認・評価を継続して行う必要がある。</p> <p>この「東大阪市高齢者向け住宅における生活保護実施に関する取り扱い指針」は、実施機関が高齢者向け住宅に入居する受給者に対し、生活保護基準への整合性の確認とサービス内容に関する最低生活の維持・確保を確認することを目的とする。</p> <p>2 受給者が高齢者向け住宅に入居する場合の取扱い</p> <p><u>(1) 実施機関が受給者の入居を認める場合</u></p> <p>ア 実施機関が受給者の高齢者向け住宅への入居を認める場合は、原則として入居する住宅は各法に定められた住宅（有料老人ホーム<u>または</u>サービス付き高齢者向け住宅等）であり、有料老人ホーム設置運営指導指針等の法令遵守をしている事業者であること。</p>

イ 実施機関は、法的位置づけのない住宅への入居は、原則認めない。ただし、法的位置づけのない住宅への入居が真にやむを得ないと実施機関が判断した場合はその限りではない。

※事業者とは、高齢者向け住宅を運営する事業者のことであり、住宅の所有者又は管理者及び当該住宅における付帯サービスを提供する事業者等（委託契約等で第三者が介護サービス等を提供する場合も含まれる）のことをいう。

ウ 実施機関は、受給者が入居を希望する住宅の設備や人員体制等を確認し、受給者の身体状況や医療依存度等の観点からも入居に適しているかどうかを判断すること。

エ 入居に際し、市内での実施機関が変更となる場合には、互いの実施機関の間で、入居に関する事項について認識の齟齬がないよう、綿密に連絡調整を行うこと。

(2) 受給者入居後の取り扱い

ア 実施機関は、入居後も受給者の身体状況に応じて必要な医療サービス及び介護サービスが提供され適切な生活環境となっているか適宜調査及び確認を行うこと。

イ 実施機関は、住宅内で提供されている医療サービス及び介護サービスが、生活保護法第8条保護の基準に基づき適切な給付となっているか適宜調査を行い、適正化を図ること。

ウ 実施機関は、受給者が生活保護費から毎月の入居にかかる費用全額を支払った残金により、最低生活を維持できているか適宜調査すること。また、現金出納簿の確認についても適宜行うこと。

(3) 受給者の入居にあたり事業者を求める事項

イ 実施機関は、法的位置づけのない住宅への入居は、原則認めない。ただし、法的位置づけのない住宅への入居が真にやむを得ないと実施機関が判断した場合はその限りではない。

※事業者とは、高齢者向け住宅を運営する事業者のことであり、住宅の所有者又は管理者及び当該住宅における付帯サービスを提供する事業者等（委託契約等で第三者が介護サービス等を提供する場合も含まれる）のことをいう。

(2) 受給者の入居にあたり事業者を求める事項

ア 事業者は、受給者を入居させようとする場合、受給者に対し、高齢者向け住宅の設備・家賃・管理費・共益費等の詳細を事前に重要事項説明書に基づき説明すること。

イ 事業者は、住居提供に係る契約(賃貸契約)と食事や見守りなどの付帯サービスの提供について、独立した契約を結ぶなど付帯サービスについて明確にすること。

ウ 事業者は、食事や見守りなどの付帯サービス提供の詳細な定めについて十分な説明を受給者に対し行い、文書による同意を得ること。

エ 事業者が提供する建物は、受給者が安全で快適な日常生活を営むのに適した構造設備を有すること。また、要介護者等が利用する場合は、身体が不自由な方が生活するのに適した生活環境であり、必要な設備及び備品を備えること。

オ 事業者は、入居に至る経過を実施機関に報告すること。

カ 事業者は、敷金や保証金などの入居一時金の内訳や入居後に必要な費用について実施機関に詳細に報告し入居契約書や重要事項説明書の写しを提出すること。また、入居後に費用の内容について変更が生じた場合は速やかに実施機関に報告し変更文書の写しを提出すること。

キ 事業者は、喀痰吸引や経管栄養など医療依存度の高い受給者を入居させる場合には、医行為を行える体制を整備すること。また、訪問看護事業所との連携により実施する場合には、連携に関する契約を締結し、医療扶助や介護扶助による訪問看護との違いを明確に区別すること。

ク 事業者が医行為を行う場合には、利用者・家族の同意を得たうえで、文書による医師の指示に基づき各法に則って実施すること。

ケ 事業者は、同一法人や関連法人がサービスを提供する等の場合、住宅内で行われる医療サービス及び介護サービスについて、生活保護法の

ア 事業者は、受給者を入居させようとする場合、受給者に対し、施設の設備・家賃・管理費・共益費等の詳細を事前に重要事項説明書に基づき説明すること。

イ 事業者は、住居提供に係る契約(賃貸契約)と食事や見守りなどの付帯サービスの提供について、独立した契約を結ぶなど付帯サービスについて明確にすること。

ウ 事業者は、食事や見守りなどの付帯サービス提供の詳細な定めについて十分な説明を受給者に対し行うこと。

エ 事業者が提供する建物は、受給者が安全で快適な日常生活を営むのに適した構造設備を有すること。また、要介護者等が利用する場合は、身体が不自由な方が生活するのに適した設備であること。

オ 事業者は、入居に至る経過を実施機関に報告すること。

カ 事業者は、敷金や保証金などの入居一時金の内訳や入居後に必要な費用について実施機関に詳細に報告し入居契約書や重要事項説明書の写しを提出すること。また、入居後に費用の内容について変更が生じた場合は速やかに報告を行うこと。

趣旨に基づき必要最低限度となるよう留意し、過大なサービスの提供とならないようにすること。

3 生活保護制度との整合性について

- (1) 事業者は、受給者が高齢者向け住宅において外付けサービス（医療・介護のサービス）を受ける場合、「高齢者住まい事業者の外付けサービスの適正な活用のためのポイント」の内容を遵守し、外付けサービスについて説明をおこなうこと。また受給者本人の意思で医療機関や外付けサービスの事業者を選定することを妨げないこと。
- (2) 事業者は、「保険医療機関及び保険医療養担当規則」第2条4の2の2で禁止されているため、医療機関等から経済上の利益の提供を受け患者の紹介を行わないこと。

保険医療機関及び保険医療養担当規則

第2条の4の2（経済上の利益の提供による誘因の禁止）

2 保険医療機関は、事業者又はその従業員に対して、患者を紹介する対価として金品を提供することその他の健康保険事業の健全な運営を損なうおそれのある経済上の利益を提供することにより、患者が自己の保険医療機関において診療を受けるように誘引してはならない。

- (3) 事業者は、医療・介護提供機関については、できる限り市内の事業所を活用し、やむを得ず遠隔地の事業所を利用する場合は、実施機関に別紙様式の理由書を提出すること。また、専門外であるとの理由で主治医以外の医療機関へ訪問を依頼する場合は、本人の同意を得て主治医と連携の上で受診させること。

3 生活保護制度との整合性について

- (1) 事業者は、受給者が施設において外付けサービス（医療・介護のサービス）を受ける場合、「高齢者住まい事業者の外付けサービスの適正な活用のためのポイント」の内容を遵守し、外付けサービスについて説明をおこなうこと。また受給者本人の意思で外付けサービスの事業者を選定することを妨げないこと。
- (2) 事業者は、「保険医療機関及び保険医療養担当規則」第2条4の2で禁止されている通り医療機関等から経済上の利益の提供を受け患者の紹介を行わないこと。

- (3) 事業者は、医療・介護提供機関については、できる限り市内の事業所を活用し、やむを得ず遠隔地の事業所を利用する場合は、実施機関に別紙様式の理由書を提出すること。

- (4) 事業者は、難病法、自立支援医療など生活保護法に優先される他法他施策の活用が見込みがある場合や介護保険の特定入所者介護サービス（補足給付）、高額介護サービス費等の減免などが適用される場合については、給付の手続きが円滑に行われるよう配慮すること。
- (5) 事業者は、入院・入所基準が適用される受給者について、生活保護法の住宅扶助に関する規定により家賃が支給される期間（基本的には、入院・入所後6か月以内に退院・退所できる見込みのある場合に限り、入院・入所後6か月間を限度とする。）については、入院等を住居契約の解約条項としていないこと。
- (6) 事業者は、受給者から家賃以外に居宅生活時の費用として徴収する費用（管理費等＋共益費等＋食費等）について、受給者が残金で最低生活が維持可能な額とすること。
- (7) 事業者は、受給者の入院等に伴い保護の基準額が入院・入所基準になった場合、事業者が受給者から徴収する費用は、入院患者日用品費等で最低生活が維持可能な額とすること。
- (8) 事業者は、介護サービス等を提供する場合には生活保護法第8条に定める基準による必要かつ最小限のサービスの提供をおこない、区分支給限度額を超えるような全額自費となる介護サービス等の提供を行わないこと。また、受給者から別途費用を徴収する事由が起きた場合、扶養義務者等から直接費用を徴収しないこと。
- (9) 実施機関は、高齢者向け住宅における付帯サービス中に起きた事故など、責任が事業者にある場合は、原則、医療扶助の適用を行わないため、事業者は、その費用を負担すること。

- (4) 事業者は、他法他施策の活用が見込みがある場合や高額介護サービス費等の減免など他法他施策が適用される場合については、給付の手続きが円滑に行われるよう配慮すること。
- (5) 事業者は、入院・入所基準が適用される受給者について、生活保護法の住宅扶助に関する規定により家賃が支給される期間（基本的には、入院・入所後6か月以内に退院・退所できる見込みのある場合に限り、入院・入所後6か月間を限度とする。）については、入院等を住居契約の解約条項としていないこと。
- (6) 事業者は、受給者から家賃以外に居宅生活時の費用として徴収する費用（管理費等＋共益費等＋食費等）について、受給者が残金で最低生活が維持可能な額とすること。
- (7) 事業者は、受給者の入院等に伴い保護の基準額が入院・入所基準になった場合、事業者が受給者から徴収する費用は、入院患者日用品費等で最低生活が維持可能な額とすること。
- (8) 事業者は、生活保護法第8条に定める基準によるサービスの提供をおこない、区分支給限度額を超えるような全額自費となる介護サービス等の提供を行わないこと。また、受給者から別途費用を徴収する事由が起きた場合、扶養義務者等から直接費用を徴収しないこと。
- (9) 実施機関は、高齢者向け住宅における付帯サービス中に起きた事故など、責任が事業者にある場合は、原則、医療扶助の適用を行わないため、事業者は、その費用を負担すること。

- (1) 事業者は、実施機関が受給者の生活を総合的かつ詳細に把握するために行う医療の受診状況や介護サービス利用状況等の実態調査に協力すること。また、実施機関は、必要に応じて受給者に対して検診を命じることがある。
- (2) 実施機関は、高齢者向け住宅に居住している受給者の最低生活が保障され、自立に役立つサービスが実施されていることを把握するため、定期的な家庭訪問を行う。
- (3) 実施機関は、必要に応じ高齢者向け住宅に対し事前に受給者が生活可能な環境であるか訪問や各 **高齢者向け住宅** を所管する部署などにより設備等の状況等を確認することがある。

5 苦情・事故の対応について

- (1) 事業者は、高齢者向け住宅内で事故等が生じた場合は、事故が発生した責任の所在によって医療扶助の適用ができない場合があるため、速やかに実施機関に事故等の詳細を報告すること。
- (2) 事業者は、受給者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情処理体制を整備すること。
- (3) 事業者は、事故、感染症および食中毒等が発生した場合、家族や関係機関への連絡を行うとともに実施機関に報告し、適切な処置を講じること。また、事故の状況及び措置について記録し、家族や実施機関から開示の求めがあった場合は速やかに提示すること。

- (1) 事業者は、実施機関が受給者の生活を総合的かつ詳細に把握するために行う医療の受診状況や介護サービス利用状況等の実態調査に協力すること。また、実施機関は、必要に応じて受給者に対して検診を命じることがある。
- (2) 実施機関は、高齢者向け住宅に居住している受給者の最低生活が保障され、自立に役立つサービスが実施されていることを把握するため、定期的な家庭訪問を行う。
- (3) 実施機関は、必要に応じ高齢者向け住宅に対し事前に受給者が生活可能な環境であるか訪問や各 **施設** を所管する部署などにより設備等の状況等を確認することがある。

5 苦情・事故の対応について

- (1) 事業者は、高齢者向け住宅内で事故等が生じた場合は、事故が発生した責任の所在によって医療扶助の適用ができない場合があるため、速やかに実施機関に事故等の詳細を報告すること。
- (2) 事業者は、受給者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情処理体制を整備すること。
- (3) 事業者は、事故、感染症および食中毒等が発生した場合、家族や関係機関への連絡を行うとともに実施機関に報告し、適切な処置を講じること。また、事故の状況及び措置について記録し、家族や実施機関から開示の求めがあった場合は速やかに提示すること。

保護実施機関への報告対象

- 受給者の骨折・意識不明・脳内出血など、軽傷とは判断されない事故
- 受給者の死亡事故
- 受給者の長時間の所在不明（概ね 24 時間経過しても発見できない場合等）
- 受給者間または職員の暴行等による受給者の死傷
- 火災の発生
- 地震・台風等の天災による被害
- 感染症または食中毒
 - 同一の感染症若しくは食中毒による又はそれらによると疑われる死亡者又は重篤な患者が 1 週間内に 2 名以上発生した場合
 - 同一の有症者等が 10 名以上又は全利用者の半数以上発生した場合
 - 上記のほか、通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ、特に管理者等が報告を必要と認めた場合
- その他、上記に準ずる事項

6 生活保護費の交付等

- (1) 生活保護費は、受給者に対して交付することが原則であり、受給者による金銭の自己管理が困難な場合、実施機関は、日常生活自立支援事業や成年後見制度等について利用を促すことがある。
- (2) 受給者が事業者との契約に基づき、金銭の管理を事業者に依頼する場合は、大阪府被保護者等に対する住居・生活サービス等提供事業の規則に関する条例（大阪府条例第 61 号）第 5 条第 1 項三及び 2 に留意すること。

報告対象

- 利用者の骨折・意識不明・脳内出血など、軽傷とは判断されない事故
- 利用者の死亡事故
- 利用者の長時間の所在不明（概ね 24 時間経過しても発見できない場合等）
- 利用者間または職員の暴行等による利用者の死傷
- 火災の発生
- 地震・台風等の天災による被害
- 感染症または食中毒
 - 同一の感染症若しくは食中毒による又はそれらによると疑われる死亡者又は重篤な患者が 1 週間内に 2 名以上発生した場合
 - 同一の有症者等が 10 名以上又は全利用者の半数以上発生した場合
 - 上記のほか、通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ、特に管理者等が報告を必要と認めた場合
- その他、上記に準ずる事項

※利用者とは、高齢者向け住宅に入居しているもの全てとする。

6 生活保護費の交付等

- (1) 生活保護費は、受給者に対して交付することが原則であり、受給者による金銭の自己管理が困難な場合、実施機関は、日常生活自立支援事業や成年後見制度等について利用を促すことがある。
- (2) 受給者が事業者との契約に基づき、金銭の管理を事業者に依頼する場合は、大阪府被保護者等に対する住居・生活サービス等提供事業の規則に関する条例（大阪府条例第 61 号）第 5 条第 1 項三及び 2 に留意すること。

大阪府被保護者等に対する住居・生活サービス等提供事業の規則に関する条例

第5条第1項三

事業者は、金銭等管理サービスに関する契約を締結しようとするときは、契約を締結するまでに、その相手方である被保護者等に対し、次にあげる事項を明らかにし、当該契約の内容を説明する書面を交付して説明しなければならない。

- イ 事業者の氏名又は名称及び住所
- ロ 金銭等管理サービスの提供期間
- ハ 有償で提供する場合にあっては、その対価
- ニ 金銭等の管理方法
- ホ 被保護者等への報告の方法及び時期
- ヘ 契約の解除に関する事項

第5条第2項

事業者は、前項の説明をした者をして、同項の書面に署名又は記名押印をさせなければならない。

- (3) 事業者は、受給者との契約に基づき金銭の管理を行う場合、その承諾書等の写しを実施機関に提出すること。
- (4) 事業者は、受給者との契約に基づき金銭の管理を行う場合、現金出納簿は確実に作成し、実施機関から現金出納簿の求めがあった場合は速やかに提示を行い、契約内容や管理規則等で金銭等の具体的な管理方法、本人または家族等への定期的な報告等を定めること。

大阪府被保護者等に対する住居・生活サービス等提供事業の規則に関する条例

第5条第1項三

事業者は、金銭等管理サービスに関する契約を締結しようとするときは、契約を締結するまでに、その相手方である被保護者等に対し、次にあげる事項を明らかにし、当該契約の内容を説明する書面を交付して説明しなければならない。

- イ 事業者の氏名又は名称及び住所
- ロ 金銭等管理サービスの提供期間
- ハ 有償で提供する場合にあっては、その対価
- ニ 金銭等の管理方法
- ホ 被保護者等への報告の方法及び時期
- ヘ 契約の解除に関する事項

第5条第2項

事業者は、前項の説明をした者をして、同項の書面に署名又は記名押印をさせなければならない。

- (3) 事業者は、受給者との契約に基づき金銭の管理を行う場合、その承諾書等の写しを実施機関に提出すること。
- (4) 事業者は、受給者との契約に基づき金銭の管理を行う場合、現金出納簿は確実に作成し、実施機関から現金出納簿の求めがあった場合は速やかに提示を行い、契約内容や管理規則等で金銭等の具体的な管理方法、本人または家族等への定期的な報告等を定めること。

7 受給者に対する指導

実施機関は、当該高齢者向け住宅が1から6までの項目内容に該当しない住宅と判断した場合、受給者に対して転居指導を行うことがある。併せて、判断の内容について他実施機関に通知することがある。

付 則

この指針は、平成24年12月28日から施行する。

この指針は、平成27年 2月 1日から施行する。

この指針は、平成30年 3月28日から施行する。

この指針は、令和 3年 6月11日から施行する。

7 受給者に対する指導

実施機関は、当該高齢者向け住宅が1から6までの項目内容に該当しない住宅と判断した場合、受給者に対して転居指導を行うことがある。併せて、判断の内容について他実施機関に通知することがある。

付 則

この指針は、平成24年12月28日から施行する。

この指針は、平成27年 2月 1日から施行する。

この指針は、平成30年 3月28日から施行する。